

## 令和8年 加賀市農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者募集要項

### 1. 農業委員・農地利用最適化推進委員の職務内容等

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	14人	13人
任期	令和8年11月13日から 令和11年11月12日までの3年間	令和8年11月13日以降の委嘱の日から 令和11年11月12日まで
身分	加賀市の特別職の非常勤職員	加賀市の特別職の非常勤職員
報酬	会長 月額22,000円 会長職務代理者 月額22,000円 委員 月額20,000円	月額20,000円
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定例総会での農地法等の許可案件の審議(毎月下旬)</li> <li>● 農地利用最適化推進委員と連携して、地域での農地等の利用の最適化の推進のための現場活動</li> <li>● その他研修会等への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業委員と協働して、地域での農地等の利用の最適化の推進のための現場活動</li> <li>● その他研修会等への参画</li> </ul>
適任要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者</li> <li>● 農業に関心がある方で、農業関係者以外の方(中立委員)も推薦を受け又は応募できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者</li> </ul>
欠格事由	<p>&lt;以下、共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>● 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>● 他の市町村を含め、農業委員又は推進委員に選任されている者又は選任される見込みの者</li> <li>● 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</li> </ul>	

## 2. 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、①法人・団体の推薦、②個人の推薦、③自薦(本人が応募)する3通りの方法があります。

	農業委員	農地利用最適化推進委員			
申込書	加賀市農業委員会の委員候補者推薦・応募申込書	加賀市農地利用最適化推進委員候補者推薦・応募申込書			
添付書類	応募方法	①		②	③
		候補者を推薦する者		個人	自薦
	法人	団体			
	自薦又は推薦を受ける者の欠格条項に関する申告書兼同意書	○	○	○	
	自薦又は推薦を受ける者の住民票	○ 市外在住者のみ	○ 市外在住者のみ	○ 市外在住者のみ	
	推薦する法人の登記事項証明書(謄本)	○			
推薦する団体の規則の写し		○ あれば			
※ 必要に応じ追加の提出書類を求める場合があります。					
募集要項等の書類	<p>① 募集要項、申込書及び添付書類等は、以下の窓口で入手できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加賀市農業委員会事務局(加賀市産業部農林水産課内)</li> <li>● 加賀市行政サービスセンター(かも丸ステーション) / アビオシティ内</li> <li>● 加賀農業協同組合 本店、中央支店、北支店、南支店、西支店、東支店、江沼支店</li> <li>● 加賀市土地改良区</li> </ul> <p>② 加賀市ホームページからもダウンロードできます</p>				
募集期間	<p><b>令和8年4月27日(月) から 5月26日(火) まで (必着)</b></p> <p>※ 申込状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、加賀市ホームページでお知らせします</p>				
提出先など	<p><b>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地 / 加賀市農業委員会事務局</b>  <b>TEL : 0761-72-7915 / Fax : 0761-72-7991 / E-mail : nougyou@city.kaga.lg.jp</b></p> <p>持参又は郵送により、加賀市農業委員会事務局まで提出ください。(電子メール、Faxでの提出は不可)持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。          なお、提出された書類は返却しません。</p>				
その他	<p>農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務はできませんが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方への申込み並びに農地利用最適化推進委員の複数担当区域への申込みはできます。</p>				

### 3. 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間及び、募集期間の終了後に以下の内容を公表します。

- ① 推薦者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- ③ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 推薦者が、被推薦者を加賀市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が、加賀市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- ⑥ 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- ⑦ 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

### 4. 選考方法

加賀市農業委員会の委員候補者推薦会、加賀市農地利用最適化推進委員候補者推薦会を開催し、提出いただいた申込書の記載内容等をもとに審査します。

### 5. 選定結果の通知

令和8年9月下旬に、推薦者及び被推薦者並びに応募者全員に書面で通知します。

#### (参考)農地利用最適化推進委員の担当区域

区域番号	担当区域	定数(人)
1	南郷地区	1
2	作見地区	1
3	庄地区	1
4	山中温泉地区、河南地区、別所地区及び西谷地区	1
5	分校地区及び動橋地区	1
6	大聖寺地区	1
7	橋立地区	1
8	三谷地区、三木地区及び塩屋地区	1
9	山代地区、東谷口地区、東谷地区及び勅使地区	2
10	片山津地区	1
11	金明地区	1
12	湖北地区	1

#### 備考

1. 農地利用最適化推進委員の申込みの場合は、希望する担当区域の区域番号を申込書に記入してください。
2. 二つ以上の複数区域を希望することも可能です。ただし、委嘱する場合は、一区域の担当となります。
3. 担当区域を指定されない場合は、「全域」と記入してください。